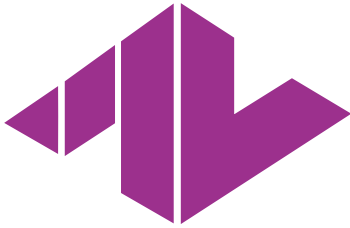


都留

市議会だより



第168号 平成25年8月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



第45回都留市体育祭り開会式（議長あいさつ）

目次

18	各会議における議員の 欠席日数状況報告	17	6月定例会各委員会の 審査内容と結果	11	都留市議会基本条例	8	杉山 肇 議員	7	小林 義孝 議員	6	藤江喜美子 議員	5	小俣 武 議員	4	清水 絹代 議員	4	一般質問要旨	3	常任委員会等 委員構成	2	6月定例会 会期日程 正副議長就任 あいさつ
----	------------------------	----	-----------------------	----	-----------	---	---------	---	----------	---	----------	---	---------	---	----------	---	--------	---	----------------	---	---------------------------------

六月定例会会期日程

6月13日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明
並びに所信表明

◎議案審議

◎議案の委員会付託

6月20日 本会議

◎一般質問

6月24日 総務常任委員会
社会常任委員会

6月25日 経済建設
常任委員会

6月28日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議（閉会）



藤本明久 副議長



谷垣喜一 議長

議長に 谷垣喜一氏
副議長に 藤本明久氏

就任のあいさつ

私共は平成25年6月市議会定例会におきまして、議長及び副議長に就任いたしました。身に余る光栄と存じますと同時に、改めて責任の重さを痛感しております。

地方分権が一段と進展するなか、地方議会が果たす役割はますます重要となってきております。このような状況において、市政を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、議会改革に積極的に取り組むとともに、本市の発展と市民福祉の増進に全力を傾注して職務を全うし、民主的で公平、公正な議会運営に努め、民意を反映することにより、市民の皆様の負託に応えてまいり所存であります。

市民の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

市長所信主要項目

- ◆看護系大学等誘致事業【山梨県及び「学校法人 富士修紅学院」とそれぞれ基本協定を締結し、平成28年4月の開校を目指す】
- ◆教育首都つるを目指したまちづくり【県立産業技術短期大学校都留キャンパス、都留興譲館高校、健康科学大学看護学部的高等教育機関と都留文科大学、小中学校等の教育機関が連携する「教育首都つる」構想の推進】
- ◆公立大学法人都留文科大学【元駒澤大学総長・大谷哲夫氏を新理事長に迎え、中期目標の達成に向けた効果的な取り組みを実行する】
- ◆横浜国立大学との包括連携協定【産学官民による組織「スマートコミュニティコンソーシアム都留」を設立し、交流人口の拡大や産業振興、生活の質向上に努める】
- ◆（仮称）里地・里山・里水保全活用条例の制定【市民、農林漁業関係者、環境NPO関係者、教育関係者、有識者が組織する「里地・里山・里水の保全及び活用を考える会」が発足し、条例制定が進められる】
- ◆先天性風しん症候群の予防のための緊急対策事業【予防接種費用の助成】

※ 詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

6月定例会議案議決結果

区分	議案等名	議員名	議決	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	谷内茂浩	清水絹代	水岸富美男	杉山肇	谷垣喜一	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長提出	承第1号 専決処分の承認を求める件(都留市税条例中改正の件)	承認	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
	承第2号 専決処分の承認を求める件(都留市国民健康保険税条例中改正の件)	承認	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第37号 都留市税条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○
	議第38号 都留市ひとり親家庭医療費助成に関する条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○
	議第39号 監査委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第40号 市道の路線の認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○
	議第41号 平成25年度都留市一般会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	×
	議第42号 平成25年度都留市病院事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○
	議第43号 都留市職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	○	○	○	○	○	欠	欠	×
	議第44号 監査委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○
議第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	
議員提出	議員提出議案第1号 都留市議会基本条例制定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○は賛成 ×は反対 欠は欠席 ※議長は採決に加わりません。

常任委員会等委員構成

平成25年6月13日就任

議会運営委員会 議事運営及び議長の諮問に関する事項	◎ 小俣武 ○ 小林義孝 小林歳男 国田正己 小俣武 藤朝雄 杉本光男 藤江喜美子
総務常任委員会 総務部(行政管理課・政策形成課・財務経営課・税務課)、会計課、消防本部及び議会事務局の所管に関する事項並びにその他の常任委員会の所管に属さない事項	◎ 谷内茂浩 ○ 小林歳男 小林義孝 小俣武 小俣義之 国田正己 武藤朝雄 小谷垣喜一 水岸富美男 清水絹代 鈴木孝昌 藤江喜美子
社会常任委員会 市民・厚生部(市民生活課・福祉課・健康推進課)、都留市立病院、介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項	◎ 国田正己 ○ 藤江喜美子 上杉実 小俣武 小俣義之 藤江厚夫 杉本光男 谷垣喜一 杉山肇 谷内茂浩 藤本明久
経済建設常任委員会 産業・建設部(産業観光課・基盤整備課・水資源活用課)及び農業委員会の所管に関する事項	◎ 鈴木孝昌 ○ 上杉実 小林義孝 小林歳男 藤江厚夫 武藤朝雄 杉本光男 杉山肇 水岸富美男 清水絹代 藤本明久

◎委員長 ○副委員長

一般質問要旨

- ▽清水 絹代 議員
- ▽小俣 武 議員
- ▽藤江喜美子 議員
- ▽小林 義孝 議員
- ▽杉山 肇 議員

清水 絹代 議員

- ▼都留市立病院・介護老人保健施設「つる」防災マニュアルについて
- ▼都留市立病院の災害時救護対策について
- ▼介護老人保健施設「つる」の災害時対策について
- ▼次期市長選挙に対する市長の進退発言について

都留市立病院・介護老人保健施設「つる」防災マニュアルについて

問 現状の防災マニュアルは、東日本大震災の教訓を活かした、予想される大震災への対応になっているか。訓練内容の想定は、何を重点にしているのか、また、マニュアルは毎年見直し・検討をされてきたか。

都留市立病院と介護老人保健施設「つる」は、機能・

人的配置等異なる施設内容であるが、両施設共用の現在の防災マニュアルで予想される大震災に対応できるのか伺う。

答 都留市では、平成二十三年九月、東日本大震災の教訓を踏まえ、震災対策を再点検し、効果的で実効性の高い対策を講じることを目的に、「都留市震災対策強化推進計画」を策定。

市立病院及び老人保健施設「つる」においても、こ

の計画の推進項目を受け、「病院備蓄倉庫及び資機材の拡充」に努めるとともに「災害時要援護者支援マニュアルに基づき、「災害時要援護者関連施設避難カルテ」を市内の災害時要援護者関連の全施設を対象に作成している。

防災訓練は毎年十一月と三月の年二回実施し、訓練想定は「地震による火災発生」としており、地震や火災などによる災害発生時に適切な対応をするため、都留市消防本部の立ち合いと指導のもと、初期消火訓練や通報訓練、エレベーターからの救出訓練、入院患者及び入所者などの避難・誘導訓練を中心に行っている。

また、この訓練は、当初から地震を想定して実施しているため、3・11以降の見直しは特に行っていないが、今後院内の防災委員会において、訓練内容の見直しの必要性なども含め検討していきたい。

防災訓練は、病院・老健共同で実施していること、また相互間での人事異動等もあること等考慮し、防災マニュアルについても共用としているが、今後、共用部分とは別に個別部分についても作成

していききたい。

都留市立病院の災害時救護対策について

問 災害時の医療機関の持つ役割と使命は非常に大きく、周辺自治体間の連携等確実な災害時救護対策が求められる。3・11大震災後に院内の点検・マニュアルの検証をしたか。

D M A T及び他地域被災者受け入れ対策の検討、トリアーシ訓練、消防署との連携は行っているか。

マニュアルにおける本部班毎の行動計画は策定されているか。また、各班との連携態勢はとれているか。発災時の緊急連絡網は一斉メールにすべきだがどう考えるか。

答 3・11の地震による物損の、地震直後の停電及びその後の計画停電により、医事会計システムや薬事システムが使用できなくなり、空調も停止となったため、両システムのサーバー専用自家発電機の設置を完了し、空調設備専用の発電機を今後設置するほか、防災対策用品及び処置用

具の備蓄についても、これまでに充実化を図っている。なお、マニュアルについての検証は実施したが、特に見直しは行っていないため、今後検討していく。

D M A T及び他地域被災者受け入れについては、基本的には災害拠点病院の責務であり、地域災害支援病院である当院は、東部地域における災害拠点病院である大月市立中央病院からの要請に応じ、受け入れていくこととなる。

トリアーシ訓練については現在実施していないが、災害医療従事者研修会には、当院からも医師、看護師、事務職員が参加し、知識やスキルの習得に努めている。消防署と連携した共同での訓練については、今後実施を視野に入れ、取り組みを進めていく。

マニュアルには、各班の担当する事項が明記されており、災害時には速やかに行動に移せる状態であるが、各班の連携体制については、特に明記されていないため、院内の防災委員会において再確認していきたい。

院内の緊急連絡網には、携帯電話番号を登録してい

るが、メールアドレスは登録してない。メールは、個人情報として登録に協力を得ることに難しい部分もあるが、可能な限り登録できるように、対応していきたい。

介護老人保健施設「こころ」の災害時対策について

問 介護老人保健施設は自己判断・移動困難者が多く、大災害時には混乱が予想される。また、介護老人保健施設が持つ特異性を踏まえた、独自の災害時対策が必要である。

3.11の地震で見えた課題・それに対する検討・対応は取ったか。
災害の季節・時間帯によるきめ細かい対策と市内民間施設等との連携は出来ているか。

災害時対策の職員の意識・認識は充分か。
今後どのような課題を重視して取り組むべきと考えているか何う。

答 当施設では、東日本大震災による施設の損傷及び入所者の怪我等はなかったが、地震直後の停電やその後

の計画停電などに伴い、施設内の空調設備が利用できなくなったため、今後は専用の発電機を設置するとともに、近隣の介護施設や特養などと相互受け入れ等の協議を行っていく必要があるものと考えている。

災害は、発生時期が予測できないため、病院・老健の合同訓練の他、各部所において多様な場面を想定した訓練を実施する必要がある。また、市内民間施設等との連携については、現在実施していないが、今後近隣施設と協議を行う中で、協力体制を整えていきたい。

災害時対策に関する職員の意識・認識については、院内災害対策本部長である病院長をはじめとする、それぞれの職員が十分に認識しているものと考えている。

今後の課題として、近隣自治会や消防団等と支援協定を結ぶことも必要であるとともに、施設内での機器や備品の転倒による事故の発生を防ぐための対策も一層強化していきたい。

次期市長選挙に対する

市長の進退発言について

問 山日新聞における次期市長選の進退発言は、「現在は白紙。進退は九月定例会で態度を示す」とある。前回選後自ら「次期市長選は立候補しない」と表明され、「四期目はやり残したことをやるつもりで臨んでいる」とのとおりに、次期市長選への立候補はないものと信じてきた市民から不信の声が聞かれる。

長期政権の弊害の懸念は、市長はご承知のはずであり、新しいリーダーを求める市民の声が多く聞かれるが、説明を求めます。

答 現時点で進退を表明することは、参議院議員選挙に対する影響が大きいと判断すると同時に、市民の皆様にお約束した懸案事項に道筋をつけることに今は専念したいとの思いも重なり、これまでと同様に九月定例会において進退を表明すると答えたものである。

また、その折、現在の判断はどうかとの質問があり、九月に表明すると答えているのにもかかわらず、現在の判断を尋ねることは、意味のあるものとは思えず「白紙」と答えたものである。

小俣 武 議員

▼発砲事件について ▼環境問題について

発砲事件について

問 「教育首都つる」を標榜し、「安心・安全なまちづくり」を掲げる、本市において起きた発砲事件に関して伺う。

当局は、事件の第一報を、何時、どのような形で把握したのか。

答 五月三十一日午前五時四十分頃に大月警察署生活安全課から「事件の発生」と「谷村第二小学校及び都留第一中学校の通学路の安全確保の依頼」について電話連絡があった。

問 報告を受けた後の、対応及び対策について。

答 地域住民への周知のため、必要に応じて市防災行政無線を使用した放送を行うこととし、大月警察署へ今後の対応及び放送内容について、電話で協議をした。

また、学校関係については、市教育委員会が、近隣の関係する小中学校の各校長に対し事件の発生を連絡し、各通学路における登校児童・生徒の安全見守り活動について協議・検討を行った。

報告を受けた後の対策については、大月警察署からの依頼により市防災行政無線で市内全域への放送を行うとともに、警察と情報の共有化を図る旨、確認を行った。

また、小中学校については、教職員を通学路に配置し、教職員複数による車両パトロールを実施するとともに、保護者に対し事件発生の連絡を行い、今後一週間程度は教職員やPTA参加による通学路の見守り活動を継続する等の対策を講じた。

問 発生場所に近い、いきいきプラザ都留、保育園、小学校での対策について。

答 いきいきプラザ都留の対策は、事件当日に施設敷地内の巡回を実施し、施設の

安全確認に努めた。
保育園への対策は、発砲

事件の情報収集する中で、現場近くの三吉保育園と開地保育園には、保育園バスの状況等の安全確認を電話で行い、市内の全保育園に対しては、FAXにて、事件についてのお知らせを送付した。

谷村第二小学校の対策は、教職員による通学路の見守り活動及び付き添い登下校の実施と、全保護者へ登下校の際の付き添いに協力を呼び掛けた。特に、事件発生地周辺の自治会については、マイカー乗り合わせによる登下校を多くの保護者に協力をいたしていた。なお、これらの警戒措置については、発生当日を含め一週間ほど実施している。

問 小中学生の登下校対策について。
答 教職員による見守り活動や付き添いだけでなく、保護者によるマイカー送迎、付き添いなど、登下校の際の安全確保に努めた。

なお、事件発生地を学区とする都留第一中学校において、放課後部活動の終了時間が夕方遅くなる場合は、保護者の引き取り、集団下校、車による通学路全般のパトロール強化等の対応を講じている。

事件発生後の警察の監視期間について。
問 大月警察署によると当該現場地域は、暴力団の関連した発砲事件にかかる「警戒区域」として警戒を継続しており、発生時から数日間については大量動員を行い、現在でも二十四時間体制、二台四名の専従班による対応を継続しているとのことである。

環境問題について

緊急雇用職員による環境パトロールの廃止に伴う、その後の対応とごみステーションについて伺う。
問 苦情処理対応及び市民サービスの低下について。
答 市民生活課環境創造室に技能力一名とアルバイト一名を配置し、市民の皆様からの苦情等に対して適切な対応ができる体制を整えた。

粗大ごみ置場の設置数と自治会数との比較及び不法投棄への影響について。
問 粗大ごみ置場は、現在、六十八の自治会に七十五カ所が設置されており、当初は、ほとんどの自治会に一カ所設置されたが、その後自治会からの申し出等により廃止されたところもある。
答 粗大ごみの収集当日、自治会役員が搬入物の検収や指導などを行うが、この負担が置場廃止の原因とも考えられるため、置場は、各自治会に一カ所程度が適当であると考えており、未設置自治会においても、今後設置いただくようお願いをしていきたい。

各自自治会へ粗大ごみ置場の増設啓蒙を推進するの
問 粗大ごみの収集事業において、自治会役員の負担が大きいため、増設についての促進活動は行っていないが、自治会からの増設希望に対し、適切に対応していきたい。
答 粗大ごみ置場は土地有償にしても設置することで不法投棄が減少するのでは。
問 不法投棄の防止について
答 は、粗大ごみの収集に関する情報を市民に積極的に提供し、「美化推進指導員」や「環境美化協力員」にご協力いただくとともに、職員パトロールを実施していく。

市内に設置されている八百七十六カ所の内、市有地については地域の集会所や公園等、所有権が明確でないものを含め、およそ五百六十カ所である。
問 ごみステーションの設置については、地域住民の皆様協議を踏まえ、自治会長申請に対して許可がされており、その申請書に添付する利用者名簿には、自治会員か否かは関係なく、現実に利用する住民が記載されているように、ステーション利用については、自治会加入の有無を含め、利用者間の優先順位は無いものと考えている。

結果として、玉川グラウンドにおいては、事件当日は使用予定団体三団体中二団体が、その後二日間では、三団体中一団体が活動を中止している。

粗大ごみの収集当日、自治会役員が搬入物の検収や指導などを行うが、この負担が置場廃止の原因とも考えられるため、置場は、各自治会に一カ所程度が適当であると考えており、未設置自治会においても、今後設置いただくようお願いをしていきたい。

環境問題について

粗大ごみ置場の適地が無く、収集されていない自治会については、公有地の活用について支援・協力していきたい。

市有地に設置してあるごみステーションの設置数と、利用者の優先順位について。
問 市内に設置されている八百七十六カ所の内、市有地については地域の集会所や公園等、所有権が明確でないものを含め、およそ五百六十カ所である。

粗大ごみの収集事業において、自治会役員の負担が大きいため、増設についての促進活動は行っていないが、自治会からの増設希望に対し、適切に対応していきたい。
問 粗大ごみ置場は土地有償にしても設置することで不法投棄が減少するのでは。
答 粗大ごみの収集に関する情報を市民に積極的に提供し、「美化推進指導員」や「環境美化協力員」にご協力いただくとともに、職員パトロールを実施していく。

各自自治会へ粗大ごみ置場の増設啓蒙を推進するの
問 粗大ごみの収集事業において、自治会役員の負担が大きいため、増設についての促進活動は行っていないが、自治会からの増設希望に対し、適切に対応していきたい。
答 粗大ごみ置場は土地有償にしても設置することで不法投棄が減少するのでは。
問 不法投棄の防止について
答 は、粗大ごみの収集に関する情報を市民に積極的に提供し、「美化推進指導員」や「環境美化協力員」にご協力いただくとともに、職員パトロールを実施していく。

粗大ごみの収集当日、自治会役員が搬入物の検収や指導などを行うが、この負担が置場廃止の原因とも考えられるため、置場は、各自治会に一カ所程度が適当であると考えており、未設置自治会においても、今後設置いただくようお願いをしていきたい。

藤江 喜美子 議員

▼「富士の国やまなし国文祭」について
▼都留市の観光について

「富士の国やまなし」 国文祭」について

問

本年、山梨で開催されている「富士の国やまなし国文祭」は、都留市では「都留市全国ふれあい俳句大会」を皮切りに、「シニアコーラスの祭典」「甲斐絹展」「カントリ&ウエスタンコンサート」「里地・里山・里水元氣フォーラム」が開催される。

国民文化祭は文化のお祭りである。市民と共に盛り上げていかなければならないと思うが、市民にどのように周知していくか、また残りの事業への取り組みはどのようなになっているか伺う。

答

市民への周知・広報については、市のホームページ、広報誌を始め、防災行政無線、お知らせメールなどによる情報発信のほか、昨年から様々な会議や集会の席において、市民の皆様へのPRに努めてきたが、まだまだ市民に十分周知されているとはいえず、引き続きあらゆる機会をとらえ市民への周知を図っていく。

「シニアコーラスの祭典」は、県内五団体、県外十八

団体、特別招待団体二団体の計二十五団体約千百名の皆様が参加し、親睦と交流を深め、シニア世代の円熟した、命のパワーにあふれる楽しい歌声を披露する予定である。

「甲斐絹展」は、都留市発祥の織物である江戸期の「郡内編」、明治から昭和にかけての「甲斐絹」、昭和以降の「甲州織」を「歴史の道」、「流通の道」、「文化生活の道」の三つのテーマに関連させて紹介する予定である。

「カントリ&ウエスタンコンサート」は、県外十三団体、県内三団体のアマチュアバンド十六団体に加え、本市と姉妹都市関係にある、テネシー州ヘンダーソンビル市からプロのミュージシャン一団体が出演し、「戸沢の森和みの里・ゆうゆう広場」に建設する多目的ステージにおいて行われる。

「里地・里山・里水元氣フォーラム」は、九州大学の島谷教授の基調講演を始め、事例報告とフォーラムデイスカッションを行い、二日目は、里地・里山・里水に分かれたワークショップ形式による分科会とそれらを統括した全体会を開催する。

また、二日間にわたり「小水力発電コース」、「湧水・フィールドミュージアムコース」等五つの都留フィールド探索調査を実施する予定である。

都留市の観光

について

問

富士山の世界遺産登録について、四月のイコモスの評価では世界遺産にふさわしいとの勧告を受け、以来、富士五湖方面への観光客は増えている。

このことを都留市では、どのように受け止めているのか。

また、来庁する市民、観光客に対して、どのように今後の都留市の観光という産業を発展させていくのか伺う。

答

本市においては、小水力発電を活用する「元氣くん」を始めとした環境学習フィールドの整備、二十六夜山を始めとする山々の登山道整備、十日市場・夏狩湧水群のウォーキングルート整備など、着地型観光の推進に努めている。

今後は、日本自動車連盟（JAF）山梨支部と観光振興を目的とした包括協定を締結し、全国のJAF会員向け機関紙を始め、様々な媒体を通じて、魅力的で个性的な本市の観光資源を富士山観光と関連させてPRする予定である。

富士山の世界遺産登録は、本市の観光産業の振興を図

る上で大きなチャンスだと認識しており、庁舎内への観光情報の充実、インターネット等ITを活用した観光情報の発信、富士急行線各駅との連携の強化等様々な手法を用いて、富士山周辺を訪れる観光客を始め、多様な観光客の誘客に努めていきたい。

小林 義孝 議員

▼大型ホームセンター誘致について

▼（仮称）里地・里山・里水

▼道路・通りに愛称を
保全活用条例について

大型ホームセンター

誘致について

と開発公社にとつてのメリット、さらに地元業者の受ける影響についてどのように考えているか伺う。

問

井倉地域の区画整理事業、事業主体、市の関与、面的、財政的な規模、完成予定年度と進捗状況、見直しについて伺う。

行政が大型店進出を手助けするという例はあまり聞かないが、市がカインズホーム進出に関わるとすればその目的と意義は。また、市が関与することによる事業の成否

答

井倉第二土地区画整理事業は、面的な基盤整備が遅れが目立ち、遊休農地が多く残るこの地域に、土地区画整理事業を導入し、公共インフラの整備と良好な市街地を形成することにより、土地の有効活用と市街地の活性化を図ることを目的として実施するものである。

事業主体は、地権者による土地区画整理組合であり、事業予定区域は約十ヘクタール、総事業費は八億六千八百万円である。

本市では、本事業を第5次長期総合計画後期基本計画における重点施策に位置付けており、本市が行うものは、土地区画整理法で定める公共施設管理者として拠出する負担金や市道・公園等の整備である。

現在の進捗状況は、組合が測量業務や詳細設計、仮換地指定業務を過日、業者に発注したところであり、今年中には仮換地指定作業を完了させ、来年度から道路工事等に着手し、平成二十八年度末の完成を目指すこととされている。

なお、地元商店街の振興については、商工会等関係団体との連携を強化する中、大型店舗にはない地域密着型で専門性の高い個性あふれる商店づくりなどを積極的に支援していく。

(仮称)里地・里山・

里水保全活用条例

110121

問 当局が里山の保全活用にするならば、国や県に対して林業の位置付けと具体策を求めなければならない。

市は森林計画制度のもとで森林所有者の森林施業計画を設定し実行する立場にあるが、それにふさわしい体制を整える気があるのか。

また、地元産材の普及や間伐材の活用などの具体的手立て、山林地主がその気になるような支援策、「林業後継者育成制度」について伺う。

答 我が国の林業は、外国産木材の輸入による自給率の低下、家庭燃料としての需要の低下などから大変厳しい状況となり、間伐等の手入れが行われなくなった結果、林産物を供給する経済的機能のみならず、水源の涵養や国土の保全などの公益的機能も低下した状況となっている。

そのような中、本市では、森林の現況調査の支援、分収造林事業の導入等、林業施業の環境整備に取り組みとともに、子どもたちへの自然体験による教育、森林整備ツアールの開催等、森林の啓発に努め、さらに、城南創庫、都留市武道場等に県産材を活用す

るなど、地域材の需要拡大にも努めてきた。

しかしながら、これまでも重要な役割を果たしてきた「里地・里山・里水」は、近年の社会経済環境や人々の生活様式の激的な変化により、それらに関わる人々の高齢化や過疎化が進み、これを維持管理することが非常に困難な状況となっているため、本市の魅力で個性的な「里地・里山・里水」を、次の世代へ少しでも良い形で引き継いでいくための指針となる本条例を策定することとしている。

山林地主に対する支援策については、林業経営や技術の高度化、森林資源の活用に対する支援を盛り込んだ国の森林・林業再生プランや、この度の条例も活用した森林・林業の活性化に努めていきたい。

なお、「林業後継者育成制度」については、健全な森林を育成するための、効率的で安定的な林業経営に取り組む人材や林業事業体を確保する制度の一つとして、調査研究していきたい。

道路・通りに愛称を

問 いうまでもなく都留市は城下町で、その名残として道路の呼び名に大手通り、家中通りなどの呼び名が残っている。しかし、それは全体からみればごく一部であり、こうした現状や甲府市の例などを見て、道路・通りに親しみやすい名称をつけたらどうか、かねてから思っていたところである。

自分の住むところは誰でも愛着があり、「家は〇〇通りのここ」と説明できれば良いと思う。公募の上、愛称をつけることを提案するもので

ある。

答 本市の市道では、栄町四の大字名や字名を使ったものや、仲町裏通り線といった所在地域の特定が容易な命名を行っている。

また、地域によっては、天神通り、姥沢川通り、高尾町通りといった正式な路線名が使用されず愛称名で呼ばれている道路もあるので、今後とも、市民に分かりやすく親しみを持っていただけるよう、字名や地域の象徴的な施設名等を使用した路線名を検討していき、特に、主要道路の新設などの際には、十分に配慮した命名に努めていきたい。

杉山 肇 議員

▼小林市政十六年の

市政全般の評価について

▼第5次長期総合計画の分野II

「個性あふれる地域産業を

育むまちづくり」について

▼第5次長期総合計画の分野V

「健康ではつらつと暮らせる

まちづくり」について

▼第5次長期総合計画の分野VI

「人権を尊重し、互いに支え合う

福祉のまちづくり」について

小林市政十六年の 市政全般の評価について

問 小林市長が在職された十六年間は、社会の大きな変化と共に平成の大合併に象徴されるように国の施策によって地方は大きく左右され、地方にとっては大変厳しい時代にさらされた時代であったように感じる。そのような中、都留市を支えてこられた小林市長の実務的な手腕は高く評価する。そこで十六年間の全体的な総括、評価を問う。

答 平成九年十二月に、「参加から参画、そして協働へ」市民一人ひとりが主役のまちづくり」をスローガンに掲げ、市長に就任した当時は危機的な財政状況であったため、財政の再建に全力を挙げ取り組んだ結果、市債残高を約百六億円減額することができたと同時に、市の貯金ともいえる財政調整基金については、約十五億九千万円を積み増しており、まだまだ厳しい財政状況ではあるが、財政の健全化には一定の目的を付けることができたものと考え

ている。

また、現在、市内各地域では、学童保育、防災・防犯、河川公園づくりなど、それぞれ個性あふれる活動が実践されており、市民自らが地域の問題や課題の解決に力を合わせて取り組み、住むことに誇りと愛着の持てる地域を創造する、協働のまちづくりが展開されている。

これは、自治体の憲法とも言われる「都留市自治基本条例」を施行するなど「協働」、「協治」、「協創」の理念の下、自分達の地域は自分たちで創るという地方自治の本旨を体現するまちづくりを進めてきた、市民の皆様のこれまでの努力の成果が表れているものである。

環境保全については、地球温暖化、環境汚染などの環境問題に対応し、「有限な地球」を守り再生させるため「循環型社会」への移行を旨とし、平成十一年の「都留市環境保全行動計画」策定以来、エネルギー使用量の削減と、再生可能エネルギーの導入促進に努めており、平成十八年には「都留市環境基本条例」を制定し、環境市民会議の手で、本市の環境保全活動が積極的に展開されている。

さらに、「元氣くん一号」を始めとする本市の小水力発電事業については、エネルギー政策の将来を見据え、諸条件を冷静に分析し判断した結果が、大きな評価につながっており、大きな評価につながっており、昨年五月に包括連携協定を締結した横浜国立大学が、自治体としては最初の相手として本市を選んだのは、本市のこれまでの取り組みを評価した結果であると感じている。

そして、都留文科大学を中心とする学園のまちとして発展してきた本市が、学生人口の拡大を目指した取り組みを進める中、本年四月には、本地域のものづくりを担う人材を育てる県立産業技術短期大学校都留キャンパスが開校するとともに、平成二十六年四月には、県下最大規模となる総合制高校「県立都留興譲館高等学校」が開校することとなり、さらに、平成十八年四月には、健康科学大学の看護学部が開校が予定されており、本市の高等教育機関の充実、他に例を見ない状況となっている。

「教育首都つる」の実現という目標を掲げ強い意志を持ち、日々の努力を怠らなかつた結果が、このような形で実を結んだものと考えている。

その他、都留インターのフルインター化を始めとする道路網の整備、都留文科大学前駅の設置、田原地区並びに井倉地区への区画整理事業の導入、市立病院の増築並びに増科増床、いきいきプラザの新設、新消防庁舎及び学校給食センターの建設等の多くのインフラの整備にも取り組み、道半ばのところもあるが、本市の个性的な成長戦略の礎は構築できたものと考えている。

自己評価については、評価は市民がすることであつて、本人に出来ることは、任期中にどの位自分で満足できる、また、納得できる仕事が出来たかを考えることだと思ふ。その点で言えば、十分とは言えないが、及第点は付けられるものだったと考えている。

答 常に新しい課題が増えるために、100%にはならない。

問 市長の思う都留市の将来像は。

答 住む人々に対し、心の過疎をつくらないことが大変重要である。

健康予防が大きな課題となるが、この点において、今後設置予定の健康科学大学看護学部は人材、知的資源等の面で大きな財産になると考えている。

第5次長期総合計画の 分野Ⅱ「個性あふれる 地域産業を育て まちづくり」について

問 分野Ⅱについての総括、評価を問う。

答 この分野の政策「地域資源を活用した『参加・学習・体験都市つる』の推進」では、「ないものねだり」から「あるもの探し」に視点を移し、三ツ峠山、二十六夜山などの個性ある山々、「十日市場・夏狩湧水群」などの豊かな緑と清らかな水、さらには山梨リニア実験線を地域資源として際立たせ、それらを活かすことにより、交流人口の拡大、交流産業の振興に注

力してきた。

この結果、家中川小水力市民発電所「元氣くん」への視察も相まって、平成二十四年度の市内観光施設を訪れた観光客数は、リニア走行実験が行われていた平成二十二年度と比べても微増となっていることから、一定の成果が上がっているものと判断している。

政策二「産業基盤の整備」については、国道都留バイパスの延伸や都留インターチェンジのフルインター化などの道路整備、「田原土地区画整理事業」と富士急行線都留文科大学前駅の設置、さらには「井倉土地区画整理事業」など、地域の核となる拠点整備を進めてきた。

問 この分野の目標として掲げる「雇用の確保、定住人口の増加」は、他の分野にも大きく影響する根幹の部分であり、今の答弁はそれらについて努力すると表現している。言い換えればまだ充分とはいえないということになるが、企業誘致、雇用確保に関する評価はどのくらいか。

答 八十%以上であると考えている。

雇用確保については、企業誘致と関連しており、産業活性化推進本部を設置し、重点的に取り組みを行ってきたが、今後は、土地区画整理事業による企業誘致など、商工会とも力を合わせて雇用確保に努めていく。

第5次長期総合計画の

分野V「健康で まちなつろい」について

問 分野Vについての総括、評価を伺う。

答 この分野の政策一「ライフステージに合わせた健康づくり活動の推進」では、

健康のまち行動計画に基づき、生活習慣病の改善を促す健康増進や疾病予防などの一次予防を中心に据え、生涯各期の健康課題に沿った健康相談や健康教育などの充実を図るとともに、各種健康診査の受診率の向上を目指してきたが、この結果、平成二十三年度の特定健康診査の受診率及び各種がん検診の平均受診率は、平成二十年度と比べてい

ずれも増加している。また、「鶴寿のまち健康づくり支援」や「介護予防事

業の推進」などにより、高齢者の生きがいづくりや寝たきり防止、認知症の予防及び早期発見に努めてきたが、これらについては、平成二十四年一月末の介護保険認定率が、全国平均の十八・一%を大きく下回る十四・六%であることから評価できるものと考えている。

政策三「身近で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の促進」では、玉川グラウンドの人工芝化、武道館の建設などのスポーツに親しむ環境を整備するとともに、「一人一スポーツ」を推進してきた。

また、市立病院については、平成十九年度末をもって分娩が休止され、現在まで産婦人科医師の確保ができていない現状であるが、早急な分娩の再開を本院の最優先課題として位置づけ、県及び山梨大学に対し、引き続き、産婦人科医師の派遣要請を行うとともに、常に準備と行動を怠らず、産婦人科医師の確保に一丸となって努めていく。

問 この分野は、高齢化社会を迎える中で国保財源をどうするか。あるいは、介護保険をどうしていくかが、一

番の問題であると考えている。そういう意味で一次予防が重要である。本市の介護認定率の低さは評価できるが、認定基準を厳しくしていることはないか。

答 介護認定については、大月市、上野原市を含む山梨県東部広域連合において認定しており、基準も全国レベルであるものと認識している。

第5次長期総合計画の

分野VI「人権を尊重し、互いに支え合う福祉の まちなつろい」について

問 分野VIについての総括、評価を伺う。

答 この分野の政策一「地域福祉システムの充実」では、小規模特別養護老人ホーム、グループホームなど、身近な地域で多様で柔軟なサービス提供が可能となる介護保険地域密着型サービス拠点の整備や民間による福祉サービスの導入を図り、選択性のある多様な福祉サービスを展開するとともに、高齢者などの身近な交通手段の確保を図るため、市内循環バスと予約型乗合タクシーの運行を開始す

るなど、すべての市民が積極的に社会参加でき、いきいきと暮らせるまちづくりを進めてきた。政策二「次世代育成支援行動計画の推進」では、未来を担う子供の育成を支援するため、子どもの医療費を中学三年生まで窓口無料に拡充するなど、経済的負担の軽減とともに、病後児保育や放課後児童クラブの拡充など、子育て支援サービスの整備を進めてきた。

政策三「地域福祉の担い手となるボランティアの育成」では、地域住民、ボランティア、保健福祉関係団体、医療機関や社会福祉事業者などの連携を深め、活動を支援するとともに、各団体のネットワークの充実を図ってきた。

政策四「障害者の自立支援」では、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現のため、自立支援サービスの提供と相談支援体制の充実とともに、就労支援に関するサービスの提供などの支援施策を進めてきた。

都留市議会基本条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の使命と活動原則(第2条―第4条)
- 第3章 市民と議会の関係(第5条)
- 第4章 市長などと議会の関係(第6条・第7条)
- 第5章 議会機能の強化(第8条―第15条)
- 第6章 広報・調査活動の充実(第16条―第19条)
- 第7章 会議の運営(第20条・第21条)
- 第8章 政治倫理(第22条)
- 第9章 最高規範と見直し手続(第23条・第24条)

附則

(前文)

平成12年4月に施行された、いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の原則廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は、自らの責任において自治体の事務を決定する裁量権が拡大された。また、これらの事務に対して議会の審議権、議決権、調査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず市民の多様な意見を代表できる合議機関としての特性を生かし、これまで以上に公平、公正な議会運営や開かれた議会づくりを推進しつつ市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

また、平成20年12月に、市民、議会及び市が共に考え、共に行動し共に創る市民自治の実現に向けた、まちづくりの最高規範である「都留市自治基本条例」が制定された。以上のような認識のもと、都留市議会は活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重し合う民主的な政治風土を引き継ぐとともに、将来に向けた新たな価値の創造のため不断の努力を重ね、市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会活動、議会運営の原則及び会議に関する基本的事項などを定め、議会の機能を強化するとともに、議員としての資質を高めることにより市民の負託に的確にこたえ、市政発展及び市民福祉向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の使命と活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第2条 議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議会活動を通じて市民の意見を集約し、市政に反映させ、適切な市政運営が行われているかを監視し、評価することを使命とする。

- 2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 市民及び地域の抱える多様な実情並びに市民の需要を的確に把握し、政策形成に迅速に反映できるよう協働の機会及び場の拡充に努める。
 - (2) 市民との協働で得られた民意のもと、議員間においても自由な討議を行い、必要となる政策提言、政策立案などによってその実現に努める。
 - (3) 議会の公正性及び透明性を確保し、市民の参画を促すため、原則としてすべての会議を公開し、開かれた議会をめざす。
 - (4) 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責任を有する。
 - (5) 議会は、求めに応じて議案の審議に用いる資料を提供するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営を行う。

(議員の使命及び活動原則)

第3条 議員は、市民からの負託に応え、市全体を見据え、市政の課題を把握し、市民の多様な政策提言並びに意見及び要求を行政に反映させることを使命として活動する。

- 2 議員は、前項の使命を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 特別の事由がある場合を除いて、議会の会議への出席など、議会活動をすべてに優先する。
 - (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじる。
 - (3) 議会活動について、市民に説明責任を果たす。
 - (4) 議会の構成員として、常に自己研鑽に努め、資質の向上を図り、市民全体の福祉の向上のために活動する。

3 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員、山梨県東部広域連合議会議員及び大月都留広域事務組合議会議員に選出された議員は、全員協議会において原則年1回、それぞれの団体と議会の概要について報告するものとする。

4 各特別委員会の委員長は、必要に応じて、全員協議会において特別委員会の活動概要について報告するものとする。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 議長は、必要と認めるときは会派の代表者による会議(この条において「代表者会議」という。)を開催する。
- 4 代表者会議は、3名以上の議員で構成する会派の代表が出席資格を有する。ただし、3名に満たない会派であっても、その代表者は、当該代表者会議にオブザーバーとして出席することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、情報についての説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、市民に対し、議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他議案審議の内容について報告する議会報告会を年1回以上、地区自治会連合会単位で開くこととする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提言と位置づけ、委員会審査にあたってはこれら市民

の説明の機会を設けることができるものとする。

- 4 議会は、市民の請願する権利を保障するため、次期定例会の開会予定日及び請願・陳情の締切予定日を議会だよりに掲載することとする。
- 5 議会は、市民参加を推進するために、必要に応じて議員と市民が自由に意見交換を行う場を設置するものとする。

第4章 市長などと議会の関係

(市長などとの関係)

第6条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長など」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行う。

2 議会は、前項の目的を達成するため、市長などから計画、政策、施策、事業など(以下「政策など」という。)の提案があった場合は、政策などの決定過程について次に掲げる説明を要請できるものとする。

- (1) 政策などの発生原因
- (2) 検討した他の政策などの内容
- (3) 他の自治体の類似する政策などとの比較検討
- (4) 総合計画など関係する計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例など
- (6) 政策などの実施に関わる財政措置
- (7) 将来にわたる政策などのコスト計算
- (8) 政策などの実施によって見込まれる成果及び政策などの実施対象への影響(環境及びリスクアセスメントなど)

3 議会は、前項の政策などの提案を審議するに当たっては、それらの政策などの水準を高める観点から、立案・執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

4 議員は、会期中、閉会中にかかわらず、議長を経由して市長などに対し文書により質問を行うことができる。この場合において、議長は、議会の審議や議員活動の妨げとならない適切な期間を定めて市長などに文書による回答を求めるものとする。

(監視及び評価)

第7条 議会は、市長などの事務の執行が適正かつ公平、効率的に行われているかを監視し、必要と認めるときは適切な措置を講じるよう求めるものとする。

2 議会は、市長などの事務の執行の効果及び成果について評価し、必要と認めるときは適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第5章 議会機能の強化

(議決事件の拡大)

第8条 議会は、市政における重要な計画などの決定に参画するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 都留市長期総合計画基本構想を策定し、又は変更すること。
- (2) 都留市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。
- (3) 市が、予算の伴う他団体との協定を締結し、又は変更すること。

(議会機能の強化)

第 9 条 議会は、市長などの事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化し、健全で効率的な市政運営に資するものとする。

- 2 議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議などを通じて市長などに対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。
- 3 議会は、市政に関する議員の一般質問などにおける政策提案又は政策提言について必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査を学識経験を有する者などに委託し、又は研究などを行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。
- 4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定める。
- 5 議会における事業継続計画 (BCP) を作成するものとする。

(議論の拡充)

第 10 条 議会の一般質問は、次に掲げる方式から選択できることとする。

- (1) 主質問は一括質問一括答弁とし、再質問以降は一問一答とする方式
 - (2) すべて一問一答とする方式
- 2 委員会などの会議における質疑は一問一答方式で行う。
 - 3 議長から議会の会議への出席を要請された市長などは、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の趣旨について説明を求めることができるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 11 条 議長は、議員の政策立案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

- 2 議長は、前項の使命を果たすため、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。
この場合において、市長などは議会事務局の職員人事に関してあらかじめ議長と協議しなければならない。

(議員定数)

第 12 条 議員定数は、都留市議会議員定数条例 (平成 14 年都留市条例第 17 号。以下この条において議員定数条例という。)に定めるところによる。

- 2 議員定数条例の改正に当たっては、常に市政の現状や将来展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員定数条例の改正議案の提出は、市民の直接請求による場合を除き、改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第 13 条 議員の報酬は、都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和 31 年都留市条例第 17 号。以下この条において議員報酬条例という。)に定めるところによる。

- 2 議員報酬条例の改正に当たっては、常に市政の現状や将来展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員報酬条例の改正議案の提出は、市民の直接請求による場合を除き、改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員研修の充実)

第 14 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に周知させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、各分野の専門家その他の有識者などによる研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、議員研修の結果として得られた知見について、研修に参加した議員に報告を求め、これを広く議会運営並びに他の議員及び市民に還元する。

(政務活動費)

第 15 条 議会は、市政の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務活動費を活用しようとするときは、別に条例で定める。

第 6 章 広報・調査活動の充実

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

2 議会が発行する議会だよりには、次に掲げる内容を記載する。

- (1) 一般質問及び答弁の概要
- (2) 本会議の議案審議及び討論の概要
- (3) 議案に対する賛否及び議決結果
- (4) 委員会審査の経過の概要及び結果
- (5) 請願審議の結果及び可決された意見書
- (6) 特別委員会の活動の概要
- (7) 行政視察の目的及び成果
- (8) 本会議、委員会、全員協議会及び議員研修の出欠席の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く情報の提供をすべきと認められるもの

3 前項第 8 号の出席状況は、3 箇月毎の集計を記載するものとする。ただし、1 月から 3 月の状況については、3 月定例会の内容を記載する号において、当該年度 1 年間の状況に含めて記載する。

4 議会は、本会議、委員会、全員協議会などの中継のほか、通信放送媒体などを活用し、議会活動の広報に努める。

5 議会は、ホームページの充実を図るものとする。

(議会図書室の充実)

第 17 条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を適正に管理・運営するとともに、その図書、資料などの充実にも努めるものとする。

2 議会図書室は、市民がこれを利用できるものとし、その管理については議長が別に定める。

(調査機関の設置)

第 18 条 議会は、市政の課題に関する調査が必要と認めるときは、議決により学識経験を有する者などで構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(予算の確保)

第 19 条 議会は、議事機関としての機能を確保するために必要な予算の確保に努めるものとする。

第 7 章 会議の運営

(自由討議の保障)

第 20 条 議会は、議案などの審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう会議を運営しなければならない。

(委員会の活動)

第 21 条 議会は、委員会の審査にあたって市長などに対して資料などを積極的に開示するよう求め、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

第 8 章 政治倫理

(政治倫理)

第 22 条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

2 議員は、国、県、市などからの補助、助成などを直接受ける法人及び団体の代表に就任しないよう努めるものとする。

第 9 章 最高規範と見直し手続

(最高規範)

第 23 条 この条例は、議会の最高規範であり、自治法等に基づく議会に関する他の条例、規則を除く、他の法規を解釈又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託にこたえなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の趣旨を周知させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第 24 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要と認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



6月定例会各委員会の審査内容と結果

【総務常任委員会】

委員長 谷内茂浩

本委員会は、付託された議第三十七号及び議第四十一号の一部について、六月二十四日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、重度心身障害者への医療助成に係る従来の制度と新たな制度の財源等について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、議第四十一号の一部については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決し、議第三十七号については、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

【社会常任委員会】

委員長 国田正己

本委員会は、付託された、議第三十八号、議第四十一号の一部及び議第四十二号について、六月二十四日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、ひとり親家庭医療費助成に係る昨年度の市内の対象件数及びDV保護命令に該当する件数について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。

【経済建設常任委員会】

委員長 鈴木孝昌

本委員会は、付託された、議第四十号について、六月二十五日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、市道認定に伴う開発行為区域の現況について、市道認定に係る道路幅員等、規格について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

人事案件

六月十三日の本会議で、監査委員の選任について議案が上程され、満場一致で同意されました。

監査委員

○上 谷山本盛司

六月二十八日の本会議で、議員のうちから選任する監査委員について議案が上程され、満場一致で同意されました。

監査委員

○境 水岸富美男

六月二十八日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の選任について議案が上程され、満場一致で同意されました。

固定資産評価

審査委員会委員

○上 谷岩田桂

永年勤続議員の表彰

全国市議会議長会会長から永年にわたり市政発展に尽くされた功績により、次の五人が表彰を受けました。

○三十五年勤続議員

小林義孝 議員
(特別表彰)

○十年勤続議員

杉本光男 議員
谷垣喜一 議員
杉山肇 議員
水岸富美男 議員

請願や陳情は、

早め準備

請願や陳情を提出する際は

次のことにご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しくください。

○提出は、いつでも可能ですが、定例会(三月、六月、九月、十二月)招集日の三日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

九月定例会開催予定日

九月五日(木)

請願提出締切予定日

九月二日(月)

議 会 日 誌

四月

5日(金) 都留文科大入学式

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス及び山梨県立就業支援センター都留分室開校式及び開所式

9日(火) 山梨県市議会議長会正副会長・事務局長会議

12日(金) 議会だより編集委員会

14日(日) 市制祭協賛第40回ソフトボール大会 開会式

15日(月) 議会改革特別委員会

16日(火) 第249回山梨県市議会議長会定期総会

19日(金) 議会だより編集委員会

22日(月) 校長会・教頭会合同歓送迎会

23日(火) 市町村長及び市町村議会議長会議

25日(木) 鳥取県鳥取市議会福祉保健委員会

26日(金) 行政視察研修

27日(土) 関東市議会議長会第2回理事会

29日(日) 第79回関東市議会議長会定期総会

30日(月) 議会改革特別委員会

31日(火) 第50回都留保育所連合会定期総会

5月 都留市制59周年記念式典

8日(水) 全国自治体病院経営都市議会協議会

9日(木) 議会基本条例地域説明会(東桂地区)

13日(月) 都留市はつらつ鶴寿大入学式

14日(火) 議会基本条例地域説明会(宝地区)

15日(水) 交通問題特別委員会

16日(木) 議会基本条例地域説明会(中谷地区)

17日(金) 議会基本条例地域説明会(上谷地区)

18日(土) 特定非営利活動法人都留市体育協会 定期総会

議 会 日 誌

五月

16日(木) 議会基本条例地域説明会(禾生地区)

17日(金) 議会基本条例地域説明会(三吉地区)

18日(土) 議会基本条例地域説明会(盛里地区)

20日(月) 都留市中央公民館合同開級式

21日(火) 都留機械金属工業協同組合

22日(水) 第42回通常総会・懇親会

23日(木) 議会基本条例地域説明会(開地地区)

24日(金) 都留市商工会第52回通常総代会

25日(土) 全国市議会議長会第89回定期総会

26日(日) 都留市民生委員児童委員協議会

27日(月) 都留市民生委員児童委員協議会

28日(火) 第28回国民文化祭・やまなし2013

29日(水) 都留市ふれあい全国俳句大会

30日(木) 都留ライオンズクラブ創立50周年記念式典並びに祝宴

31日(金) 議会改革特別委員会

6月 都留市老人クラブ連合会

9日(日) 都留市老人クラブ連合会定期総会

11日(火) 山梨県東部広域連合

13日(木) 第2回広域行政調査特別委員会

15日(土) 都留市老人クラブ連合会

16日(日) 北富士駐屯地創立53周年記念式典

17日(月) 議会運営委員会/全員協議会

18日(火) 6月定例会(開会)

19日(水) 6月定例会(一般質問)

20日(木) 総務常任委員会

21日(金) 社会常任委員会

22日(土) 経済建設常任委員会

23日(日) 議会運営委員会/全員協議会

24日(月) 6月定例会(閉会)

25日(火) 第28回国民文化祭・やまなし2013

26日(水) シニアコーラスの祭典

27日(木) シニアコーラスの祭典

28日(金) シニアコーラスの祭典

29日(土) シニアコーラスの祭典

各会議における議員の 欠席日数状況報告

議員名	小林 義孝	上杉 実	小林 歳男	小俣 武	小俣 義之	藤江 厚夫	国田 正己	武藤 朝雄	杉本 光男	谷垣 喜一	杉山 肇	水岸 富美男	清水 絹代	谷内 茂浩	鈴木 孝昌	藤本 明久	藤江 喜美子
本会議	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常任委員会	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別委員会	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

【平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日】

編 集 後 記

例年より、二週間も早く梅雨が明け、「千年猛暑」と言われる今年の夏。市民の皆様には、熱中症にかからないよう水分補給等に心がけてください。

また、五月に開催いたしました、「議会基本条例」地域説明会には、多くの市民の皆様にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

今回の議会だよりには、議会・議員の活動の模範となる「議会基本条例」が六月定例会において全会一致で議決されましたので掲載いたしました。

また、昨年、皆様にご協力いただきました「市民アンケート」で要望のありました、次期定例会開催予定日につきましても掲載いたしました。

今後も、市民の皆様への負託に恥えるべく、努力してまいりますのでよろしく願います。

(編集委員会)

議会だより編集委員会

- 委員長 小俣 武
- 委員 国田 正己
- 委員 谷垣 喜一
- 委員 谷内 茂浩
- 委員 鈴木 孝昌
- 委員 藤本 明久



この議会だよりは、環境保護のため、再生紙、大豆油インクを使用しています。